

寒川町規則第 8 号

寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例（平成 18 年寒川町条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(飲食容器等及び吸い殻等の散乱防止施策)

第 3 条 条例第 7 条に規定する町民参加による事業は、関係団体と協力し行う町内一斉清掃とする。

2 前項の町内一斉清掃は、毎年 2 回実施するものとする。

(届出を要しない自動販売機)

第 4 条 条例第 15 条に規定する規則で定める自動販売機は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建物の内部に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用できないもの
- (2) 工場等の敷地に設置される自動販売機で、当該工場等の関係者以外の者が利用できないもの
- (3) 工事現場等に臨時に設置された自動販売機で、その設置期間が 6 月未満であるもの
- (4) その他町長が特に認めたもの

(自動販売機の届出)

第5条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第15条の規定による届出 自動販売機設置届出書（第1号様式）
- (2) 条例第16条第1項及び第2項の規定による届出 自動販売機変更廃止届出書（第2号様式）
- (3) 条例第17条第2項の規定による届出 自動販売機承継届出書（第3号様式）
（軽微な変更）

第6条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内のもの
 - (2) 回収容器の設置場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内のもの
 - (3) その他町長が特に届出の必要がないと認めたもの
- （届出済証）

第7条 条例第18条第1項の届出済証は、容器飲料販売機届出済証（第4号様式）とする。

2 条例第18条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出書（第5号様式）によるものとする。

（自動販売機設置等の届出に係る指導、勧告及び命令）

第8条 条例第19条第1項の規定による指導は口頭により、同条第2項の規定による勧告は自動販売機設置等届出勧告書（第6号様式）により、条例第20条第1項の規定による命令は、自動販売機設置等届出勧告履行命令書（第7号様式）により行うものとする。

（回収容器）

第9条 条例第21条第1項の規定により回収容器を設置しようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものを、自動販売機の設置場所から5メートル

ル以内で、かつ、飲料の容器を回収するために適切な場所に設置しなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、自動販売機 1 台につき、30 リットル以上であること。
- (3) 形状は安定性があり、かつ、飲料の容器の投入が容易で周囲の美観を損なわないものであること。
- (4) 飲食容器等を入れる旨の表示があること。
- (5) その他町長が特に必要と認めたもの

(回収容器の設置及び管理に係る指導、勧告及び命令)

第 10 条 条例第 21 条第 2 項の規定による指導は口頭により、同条第 3 項の規定による勧告は回収容器設置等勧告書（第 8 号様式）により、同条第 4 項の規定による命令は、回収容器設置等勧告履行命令書（第 9 号様式）により行うものとする。

(身分証明書等)

第 11 条 条例第 22 条第 1 項に規定する立入調査をする職員は、環境美化担当職員とし、同条第 2 項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第 10 号様式）とする。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(寒川町飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例施行規則の廃止)

2 寒川町飲食容器等及び吸い殻等のポイ捨て防止に関する条例施行規則（平成 11 年寒川町規則第 12 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の寒川町飲食容器等及び吸い

殻等のポイ捨て防止に関する条例施行規則によってなされた手続その他の行為は、
この規則の相当規定によってなされたものとみなす。